

NO _____

公 園 使 用 申 込 書 ・ 許 可 証

令和 年 月 日

箕輪町長 白鳥 政徳

〒

責任者 住所

氏名

連絡先 電話番号

(携帯)

下記により(みのわ天竜公園 もみじ湖周辺公園)使用したいので申し込みをします。

記

| 使用期日 | 令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から | |
|------|--------------------------------|--|
| | 令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで (日間) | |
| 使用公園 | みのわ天竜公園 もみじ湖周辺公園 | |
| | キャンプ場 イベント広場 () | |
| 目的 | | |
| 利用人員 | 約 人 | |
| その他 | | |

【使用上の注意】

- 施設の使用料は無料です。使用者同士、譲り合って仲良く安全に使用してください。
- 施設内の設置物等は大切に扱ってください。破損した時は、直ちに管理者へ報告してください。
- 使用目的は、公園・施設等の種類、規模、設置目的、利用の実態に適合するものとしてください。
- イベント等による使用の場合、企画書又は事業計画書の提出をしてください。
- 物品等の販売又は頒布は、物品等の種類や内容及び価格が対象施設内での販売として不適当な内容でないものとしてください。
- 災害、その他により、施設の使用中止及び、申請許可済みのものであっても同様に使用取り消しとすることがありますので、ご承知おきください。
- キャンプ場使用の際は、ごみは必ずお持ち帰りください。芝の上での直火はおやめください。(やむを得ず使用される場合は地面から 50cm 以上離してください。)

○詳細については裏面の都市公園等使用許可基準をご確認ください。

☆使用上の注意を遵守することを確認したので、公園使用を許可したことを証明します。

令和 年 月 日

箕輪町長 白鳥 政徳 [公印省略]

都市公園等使用許可基準

箕輪町都市公園条例第10条及び建設課所管施設等の使用許可に係る基準を、下記のとおり定める。

1 対象施設

- (1) 都市公園 ① みのわ天竜公園 (2) 建設課所管施設 ① もみじ湖周辺公園 (キャンプ場、イベント広場、その他)

2 許可基準

(1) 共通基準

- ① 他の利用者の通常の利用に迷惑や支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 公園等施設を破損し、又は汚損するおそれがないこと。
- ③ 騒音等により公園等の静けさを損なわないこと。
- ④ 事故が発生するおそれがないこと。
- ⑤ 公園等に隣接して居住する者に迷惑を掛けるおそれがないこと。
- ⑥ 都市公園・施設等の種類、規模、設置目的、利用の実態等に適合するものであること。
- ⑦ 公園等利用者、地域住民等の理解が得られるものであること。
- ⑧ 公共の福祉、公序良俗等に反するものでないこと。
- ⑨ 申請者は長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(2) 個別基準

- ① 業として写真又は映画を撮影すること。
 - ア 他の利用者に、支障をきたさない箇所、方法で行われるものであること。
 - イ 都市公園等で行われる写真又は映画の撮影として不適当な内容でないこと。
- ② 興行を行うこと。ア 対象施設内で行われる行為として不適当な内容でないこと。
- ③ 競技会、集会、展示会、その他これらに類する催しのために対象施設の全部又は一部を独占して利用すること。
 - ア 公共性又は公益性に欠け、参加者等を不当に制限する催し物でないこと。

(3) 許可に関する条件

- ① 物品の販売又は頒布について
 - ア 物品の内容、種類及び価格が対象施設内での販売として不適当な内容でないこと。
- ② 募金、署名等について
 - ア 他の利用者の利用に、支障をきたさない箇所及び方法で行われるものであること。
 - イ 公共の福祉に反しないものであり、対象施設内でこれらの行為が行われる十分な必要性があること。

3 標準処理期間

申請があつた日の翌開庁日から起算して7日とする。ただし、当該申請の補正を求めた場合において、当該補正をするために要する期間は含まない。

4 許可の取消し

災害、その他により施設の使用中止を求めることがある。なお申請許可済みであっても同様に使用取り消しとすることがある。

5 その他

- (1) 施設の使用は無料とする。
- (2) イベント等による使用申込時、企画書または事業計画書の提出を求める。
- (3) 騒音等が懸念される場合には、地元区長等による同意書の提出を求める。
- (4) 許可について使用日時が重なった場合は、受付の先着順により決定するものとする。
- (5) 施設内の設置物を破損した時は、直ちに管理者へ連絡を行い、復旧するための協議を行うこと。原則として、復旧にかかる費用は申請者負担とする。

6 施行日 令和4年4月1日から適用する。